

職 発 0312 第 1 号  
平成 23 年 3 月 12 日

独立行政法人雇用・能力開発機構理事長 殿

厚生労働省職業安定局長

平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震による被害に  
伴う雇用促進住宅の取扱について

今般、平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震（以下「地震」という。）による被害に対し、厚生労働省として、各般の対策を講ずることとしており、その一環として、独立行政法人雇用・能力開発機構が所有している雇用促進住宅を、被災者の当面の居住の場として提供し、関係機関と連絡・連携を取りつつ、被災者の救援に全面的な協力を行うこととしたところである。

については、下記の通り要請するので、その取扱につき、上記の趣旨をご了知の上、適切な対応をお願いします。

## 記

### 1 雇用促進住宅について

#### (1) 入居の取扱

被災者の救援を目的として、空戸を被災者に対して、緊急避難のため一時的に提供すること。

#### (2) 入居者の選定

災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）に基づく、指定区域内に居住する者であって、かつ、地震の影響で住宅に居住できなくなった者を対象とすること。

また、入居者の選定については、原則、被災市町村の対策本部（以下「対策本部」という。）と連絡・連携を取り、これらの対策本部を通じて、他の公営住宅及び仮設住宅と同様に選定すること。

(3) 家賃等の取扱

本取扱は、貸与するものではないことから、家賃等については徴収しないこと。ただし、実費（共益費相当分）については徴収すること。

(4) 提供期限

原則、平成 23 年 9 月末日までとすること。

(5) 入居手続

事務手続は、可能な限り簡素化すること。

2 上記 1 の業務を緊急に実施するための体制を整備すること。

照会先 職業安定局総務課  
計画係 井上・今村  
TEL 03-5253-1111(内 5737)  
FAX 03-3502-2606